



関ロータークラブ

URL <http://www.seki-rc.org/> E-mail seki-rc@abelia.ocn.ne.jp
TEL (0575)22-9332 FAX(0575)22-9977

RID2630 ROTARY CLUB OF SEKI ■会長 藤井 淳 ■副会長 古田貴巳 ■幹事 三輪雄彦



2015~16 年度 国際ロータリーテーマ
「世界へのプレゼントになろう (Be a gift to the world) 」
RI 会長 K.R. “ラビ” ラビンドラン

2015~16 年度 関ロータークラブテーマ
「 ONE FOR ALL , ALL FOR ONE 」 第 50 代会長 藤井 淳

第 2406 号

平成 28 年 3 月 1 日 (火)

前例会の記録 第 2405 回 2 月 23 日(火)12:30

会員卓話「ふるさと納税について」

税理士 古田貴巳様

- ◆開会点鐘
- ◆「四つのテスト」斉唱
- ◆会長挨拶 藤井淳



本日 2 月 23 日はロータリー創立 111 周年の記念日だそうですので、ロータリーの話を提供させていただきます。2 月 14 日に岐阜グランドホテルで行われた職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕 3 委員会合同セミナーに、三輪幹事、加藤浩二さんと出席してきました。合同セミナーの主たる内容は、服部芳樹カウンセラー、小船井修一 2500 地区パストガバナーお二人のご講演です。お二人は衝撃的な発言をなされました。お一人ずつ話の内容を細かく紹介する時間はありませんが、ほぼ共通する発言をなされたので、かいつまんで服部カウンセラーの講演を中心にご紹介いたします。端的に言うと、現在のロータリーは過去のロータリーと比べるとトップダウン組織へ変貌しているとのこと。今までは、RI 理事会は、ロータリー財団を含む RI 業務の指示管理を行うロータリーにおける最高決議機関であり、RI 会長の諮問に依って、その意思を合法的に具体化し、コーディネーターやガバナーに指示して、各クラブへの伝達がなされるものと教えられてきました。しかし現在は、RI 戦略計画委員会の指針は全てに優先し、クラブへそのまま伝達(上意下達)される図式に変化しているようです。従って現在のロータリーの目的は、命令一下、全世界のクラブがこぞって寄付と人道奉仕に邁進することであると言わざるを得ません。ロータリーの行動基盤となるロータリー章典(COP)なるものがありますが、刻々と変わっていますが公開は英文のみとなっており、日本語では紹介されていません。優先項目と目標というのが 4 つあり、1. クラブの支援と強化(革新性と柔軟性のあるクラブを推進する)、2. 人道的奉仕に集中し増進(ポリオ撲滅運動)、3. 公共イメージの昂揚と喚起(統一したイメージとブランド認識)、4. 多様な収入源の推進と維持(寄付)です。1 番目の革新性と柔軟性のあるクラブとはどういうも

のかというと、会員資格不要、職業不要、例会内容や回数は自由、例会出席不要で奉仕活動に参加するべき、というものです。奉仕活動や親睦行事に参加すれば例会に出席しなくても良いと言っているのです。かつてロータリーの対外奉仕活動は、教育プログラムが重視されていました。例えば「魚を与えるより採り方を教えよう」というものです。この言葉は何時しか消えて行き、今は魚をばら撒くだけになっています。今後、日本のクラブは気づかぬ間に二極分化していくであろうと思われます。一つは今までの伝統的な日本のロータリー文化型であり、二つ目は今の国際ロータリー(以下 RI)、財団、戦略委員会に統括されるボランティア・寄付団体型です。本来ロータリーは職業奉仕を基盤に人格の向上を学ぶ組織であり、単なる寄付団体ではないはずです。しかしどちらを選ぶかはそのクラブ、会員の自由であり、どちらが良いとは言えません。戦略計画が日本のクラブに浸透すれば、ロータリー文化が崩壊するのは間違いありません。個々の意思による集合体である集団(ロータリアン)から司令部に統括された団体(ロータリオン)へ、個人奉仕から団体奉仕へ、これは改革ではなく日本ロータリーの伝統の破壊であると考えられます。この流れは変えられるのでしょうか? この流れを変えるのはガバナーとクラブの連携しかありません。変化に対応するために、一人のロータリアンには二面性があり一人二役をこなすことが求められます。一つはまず個人であること、そして同時にクラブや地区という組織の一員であることです。即ち、地区も RI の組織として、クラブも RI の会員として、RI や財団の要請を全て否定することはできません。なので、遵守すべきは遵守し、果たすべきは果たす必要があります。その条件の中で、流れを変える四つの方策を考えてみました。1: 地区組織の改革、2: クラブの強化、3: RI の要請を換骨奪胎(かんこつだつたい)、4: RI に対する発言力の強化。その中で強調されていたのは、3 番目の RI の要請を換骨奪胎するということです。換骨奪胎とは、古人の詩文の表現や発想などを基にしながら、これに創意を加えて、自分独自の作品とすることだそうです。つまり、CLP と五大奉仕の解釈を日本のロータリー文化に合うように脚色再構築し、順応進化すると良いのではないかと考えられます。ということで、まだま

だ話は途中なのですが、時間の関係で割愛させていただきます。いずれにしても今回の研修セミナーが面白いと思ったのは、RIの指針や意向をそのまま伝達（上意下達）するだけの講演ではなく、我々がどちらの道を選ぶのか問われていることです。私自身まだどちらの道とも決めかねていますが、皆様はどちらの道が望ましいとお考えでしょうか？関RCメンバーの総意であれば、どちらを選ばれても問題ないと考えております。

◆委員会報告

◎出席委員会 副委員長 岩倉宏幸

会員 46名中 出席 29名 出席率 65.91%

◎ニコボックス委員会 委員 大澤竜一

会長・副会長・幹事の皆さん・・・古田副会長、本日の卓話よろしくお願ひします。「ふるさと納税について」正直活用したことありませんが、今日はしっかり学んで明日から活用したいと思います。

山村、長村、野口、佐藤、長尾、酒井、東谷、木村、土屋、林(昇)、後藤の皆さん・・・本日は、会員卓話であります。古田副会長に「ふるさと納税について」卓話をいただきます。「ふるさと納税」関しては、まだまだ我々の知らない部分もあるかと思ひます。確定申告の時期でもありますので合わせてより詳しく教えていただけると幸いです。よろしくお願ひ致します。

◆「ふるさと納税について」

会員卓話 税理士 古田貴巳様



平成21年度に導入されたふるさと納税とは、①納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる制度。②お世話になった地域や応援したい地域の力になれる制度。③自治体が国民に取り組みをアピールすることで、地域のあり方をあらためて考えるきっかけとなる制度。

以上の3つの大きな意義があります。平成26年度は約13万人の方がふるさと納税を行っています。「納税」という言葉がついていますが実際には、都道府県、市区町村への「寄附」となります。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。ですが、ふるさと納税では自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となります。（一定の上限はあります。）その内容は、①所得税からの控除＝（ふるさと納税額－2,000円）×「所得税の税率」②住民税からの控除（基本分）＝（ふるさと納税額－2,000円）×10%③住民税からの控除（特例分）＝（ふるさと納税額－2,000円）×（100%－10%（基本分）－所得税の税率）以上の計算式で算出されますが、ホームページ上でシミュレーションができますので、そちらを活用すると納税額の目安になると思ひます。また控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要があります。ただし、平成27年4月1日から、確定申告の不要な給与所得者等は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。ふるさと納税をすることで各自治体より様々な返礼品があります。お肉やお米、魚介類といったものの人気があり、その他各自治体が趣向を凝らしたものが用意されています。結局のところ2,000円でそれらの品物が買えるということです。その一方で、返礼品のみを目的とした寄附になりがちになり、本来の主旨とはかけ離れているのではと思われまひます。しかしながら我々納税者にとっては大変有意義な制度であることに間違いはありません。今後も増々、ふるさと納税を活用する方が増えると思ひます。また、ふるさと納税は原則として個人対象の制度でしたが、企

業版ふるさと納税が導入される予定です。企業が地方自治体に寄附した場合、「特定寄附金」という扱いとなります。特定寄附金の場合、通常の寄附と違って寄附金が全額損金に算入されるので、税金対策としては効率的です。個人がふるさと納税を利用したときと異なり、寄附金の大半が還付・減額されることはありません。企業の法人税は「企業の利益×税率」で決まります。仮に税率が30%とすると、10万円を寄附したことで課税対象からはずれた分の税額は3万円。つまり、納めるはずだった税金が3万円安くはなりますが、実質7万円の支出となります。また返礼品をするかどうかは自治体によって異なりますが、企業が地方自治体からお礼を受け取った場合、「法人からの贈与」という扱いになるので、利益となるため法人税がかかって納税額が増えてしまいます。以上のように、ふるさと納税はこれからもその利用が多くなる一方で、本来の主旨の逸脱や、過度な返礼品競争といった問題点も考えていかなければならないと思ひます。

◆ロータリー財団表彰



年次寄付累計 3000ドル達成 山村誠示さん



年次寄付累計 2300ドル達成 藤井淳さん

◆幹事報告

◎3月のロータリーレート 1ドル：116円

◎3月の例会予定表配布

次例会のご案内 3月8日(火)12:30

「米山奨学生 呉紅玲さんを送る会」

担当：米山奨学委員会

例会：毎週火曜日 12:30（第3週は水曜日に18:30）
例会場：岐阜県関市本町6-20 大垣共立銀行関支店2F
事務局：岐阜県関市平和通7-10-25 アメリカ